

稚内労働基準監督署からのお知らせ（令和7年9月）

1 労働災害発生状況 ～先月と比較し前年同期比が縮小、労働災害が増加傾向～

令和7年8月に確認した労働災害件数は9件でした（うち、休業1か月以上は2件）。令和7年の労働災害は8月末現在で60件（前年同期比-6件）、新型コロナウイルス感染症によるものを除くと60件（前年同期比+7件）となっており労働災害が増加傾向にあります。労働災害撲滅のため、引き続き安全・衛生対策をよろしくお願いいたします。

また、今年受付した労働者死傷病報告には、現時点で労働災害統計に含まれておりませんが、持病（糖尿病、高血圧症等）によるものが原因と考えられる状況で、勤務中に急に意識不明になった、倒れたという報告が3件ありました。うち2名は大変残念なことに亡くなられました。（※労働災害か否かに関わらず、勤務中の死亡・休業は報告が必要です。）

下記にもありますが、今月は「職場の健康診断実施強化月間」です。

事業者の皆様には一般定期健康診断の実施のみならず、**健康診断の結果に所見のあった労働者については、健診実施後3か月以内に、事業者が就業上の措置（通常勤務、就業制限、要休業のいずれか）について医師の意見を聴取すること（労働安全衛生規則第51条の2ほか）、二次健康診断の受診を勧奨すること**を改めてよろしくお願いいたします。

2 労働災害事例（括弧内は年齢性別、休業見込期間）※抜粋

【建設業】

・会社の倉庫で鋼製型枠を一枚ずつ手で運んでいたところ、バランスを崩し転倒、その時に落とした鋼製型枠に左太ももをぶつけて左大腿部挫傷・血腫を負ったもの。（70代男性、休業3週間）

・小さな立ち木を小型電動チェーンソーで伐採していたところ、キックバックが発生し、左手首を切ったもの。（30代男性、休業3週間）

・屋根補修工事中、はしごを立てかけ、はしごを固定しないまま、被災者がはしご上から屋根上に縄ばしごをかけていたところ、はしごの足元が滑って倒れ、被災者がはしごと約4m落下し、打撲傷を負ったもの。（40代男性、休業10日間）

【製造業】

・ゴミステーションの設置作業中、被災者が高さ約2mのゴミステーション上で作業していたところ、バランスを崩したので飛び降りたが、着地箇所が思いのほか高く、腰に衝撃が加わり、腰椎を圧迫骨折したもの。（60代男性、休業3か月）

【漁業】

・船内の魚倉に行くためはしごを下っていたところ、足を踏み外し、地面に右足を強く打ち付け捻挫したもの。（20代男性、休業4日間）

○9月は「全国労働衛生週間」の準備期間です。（令和7年10月1日～10月7日、準備期間：9月1日～9月30日）

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきました。本年度も、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図るため、「令和7年度全国労働衛生週間実施要綱」に基づき、9月1日から9月30日までを準備期間、10月1日から10月7日までを本週間とし、スローガンを

「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」

として定め、展開します。「令和7年度全国労働衛生週間実施要綱」につきましては下記二次元コードをご参照ください。

○9月は「職場の健康診断実施強化月間」です。

厚生労働省では、労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断の実施、その結果についての医師の意見聴取及びその意見を踏まえた就業上の措置の実施、健康診断結果の保存等について、事業者の皆様に変更して徹底していただくことを促すため、毎年9月を「職場の健康診断実施強化月間」と位置付け、重点的に周知啓発を行っております。これらの措置は事業場の規模にかかわらず必要になりますのでご注意ください。詳細は下記二次元コードをご参照ください。

○9月は「粉じん障害防止総合対策強化月間」です。

厚生労働省では、第10次粉じん障害防止総合対策の一環として、9月を「粉じん障害防止総合対策強化月間」と定め、事業者の自主的な粉じん障害防止対策の実施の活性化を図ることとしています。粉じん作業を行わせる際は、令和5年4月1日の法令改正により、粉じん作業に関する注意事項の掲示が義務付けられた外、粉じん保護具着用管理責任者の選任、呼吸用保護具の適正な選択・使用の徹底等をお願いいたします。詳細は下記二次元コードをご参照ください。

先月の労働者死傷病報告書（休業4日以上）の受付状況

製造業	1 件	
建設業	3 件	
道路貨物運送業	件	
林業	件	
その他の事業	5 件	（小売業1、漁業3、旅館業1）
計	9 件	



全国労働
衛生週間



職場の健康診断
実施強化月間



粉じん障害
防止総合対策
強化月間

※労働災害の発生月と労働者死傷病報告書の提出月は異なる場合があります。

※紹介している労働災害事例は確認された労働災害の一例であり、災害件数と事例数は異なる場合があります。